

議会受付番号	鎌議第 1156 号
質問者	上畠 寛弘議員
答弁する者	市長(市民活動部 産業振興課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

民間の勤労者の福利厚生を充実することについて

2 質問の要旨

- (1) 勤労者の福利厚生充実を目的として勤労者福祉支援事業を行っているが、何故、この目的を果たす為に湘南勤労者福祉サービスセンターに委託するのか。他の選択肢を含むことで更に効果的かつニーズに合った事業を行うことが出来るのではないか。
- (2) そもそも、湘南勤労者福祉サービスセンターの運営事業費を負担することは義務なのか、離脱することは可能か。そもそも市とセンターの関係は何か。
- (3) 公益財団法人湘南産業振興財団とは何か。設立の経緯は何か。市との関係は何か。
- (4) センターの運営事業費を負担しているが市の要望やニーズはどのようにしてまかなわれるのか。この公益財団法人の役員構成は何か。この役員らの運営により、勤労者の福利厚生の充実に資することが出来たのか。
- (5) ハローワークや労働局の講座や労働相談を以ってしてもまかなえないニーズが果たせているのか。ハローワークや労働局と比べた優位性は何か見直しを求めるが如何か。

3 答弁

- (1) 公益財団法人湘南産業振興財団に、労働相談等事業と講座等事業を委託しています。今後の事業実施にあたっては、公益財団法人湘南産業振興財団に限らず、市民にとって最も効果的な事業となるよう委託先を選定してまいります。
- (2) 湘南勤労者福祉サービスセンターは、近隣の藤沢市、茅ヶ崎市において中小企業勤労者への福利厚生事業を実施しています。鎌倉市もこれに加わることによりスケールメリットを活かした事業展開ができるものと考えており、運営事業費の負担をしているものです。
- (3) 平成 24 年 10 月に社団法人鎌倉市勤労者福祉サービスセンターと財団法人藤沢市産業振興財団が財団法人湘南産業振興財団として統合され、平成 26 年 4 月に公益法人化し、公益財団法人湘南産業振興財団となったものです。
- (4) 湘南産業振興財団に市民活動部長が理事として参画していることから、事業の検討や

決定の場において鎌倉市の意見や要望を反映しています。現在の公益財団法人湘南産業振興財団の役員構成は、学識経験者、行政関係者、公益法人、事業者など13名の理事で構成されています。

- (5) 講座については鎌倉市の委託内容が介護セミナーの開催などの福利厚生目的であり、就労を目的としたハローワークや労働局の講座とは目的が異なります。労働相談については、労働局も実施していますが、市民にとってより身近な市役所で相談を受けることができるという点で有益なものと考えています。